

改正

平成19年10月17日教委告示第15号
平成22年3月15日教委告示第6号
平成24年3月15日教委告示第6号
平成25年5月21日教委告示第9号
平成26年12月19日教委告示第14号
平成28年3月17日教委告示第6号
平成29年2月15日教委告示第4号
平成30年2月14日教委告示第3号
令和元年10月28日教委告示第15号
令和2年10月19日教委告示第17号

みやき町要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童、生徒又は入学予定者（翌年度に公立小学校、中学校若しくは義務教育学校の入学予定者でみやき町に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、みやき町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、本町に住所を有し、公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校に在学する児童、生徒又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者からみやき町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次の各号のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度及び当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）第24条に基づく町民税の非課税
- (ウ) みやき町税条例第51条に基づく町民税の減免
- (エ) みやき町税条例第71条に基づく固定資産税の減免
- (オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (カ) みやき町国民健康保険税条例（平成17年みやき町条例第43号）第15条に基づく保険税の減免
- (キ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

イ ア以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

- (イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - (ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
 - (エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、学用品及び通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
 - (オ) 経済的な理由による欠席日数が多い者
 - (カ) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者
- (3) 経済力判定の目安として、当該世帯全員の所得金額合計額及び教育委員会で別に定める基準収入額の12分の1が、当該世帯について算出した生活保護基準額の1.3倍未満であること。ただし、認定に当たっては所得金額等のみで一律に判断するものではなく、児童生徒の日常生活や家庭の諸事情を総合的に判断して認定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、支給の認定をすることができる。

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次に掲げる就学援助費（以下「援助費」という。）を予算の範囲内で支給することとし、その額は、毎年度教育委員会が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費

ウ 校外活動費（泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(2) 校外活動費（泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる経費

(4) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品又は購入費

(5) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(6) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

- 2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項(1)、(2)及び(6)の費目、同法第12条の規定による生活扶助受給者には(4)の費目については支給しない。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、「就学援

助受給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」に、証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費については、教育委員会が指定する日までに就学援助費（新入児童生徒学用品費）支給申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項による申請があった場合は、教育委員会は、必要に応じ、教育的立場からの校長の意見を求めることができる。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給に支障がないようにすみやかに認定を終了するものとする。

2 前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ民生委員の意見を求めることができる。

（認定の通知）

第6条 教育委員会は、第4条第1項による申請の認定終了後、その結果を校長に通知する。

また、第4条第2項による申請の認定終了後、その結果を保護者に通知する。

2 教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒の個人ごとの支給額（実費を給与するものについては、確定までの予定額）を決定したのち「就学援助費支給計画通知書」を作成し、これを4月末日までに当該要保護及び準要保護児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助を受けることとなったことを速やかに連絡する。

（援助費の支給方法）

第7条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

2 前項の他、校長が要保護者等から受領等について委任を受ける場合、校長は適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に支給するとともに、委任状を整理保管する。

（援助費の支給の時期）

第8条 援助費の支給時期は、別に定める。

（年度途中の認定及び取消）

第9条 転入学者若しくは災害等により年度の中途において要保護及び準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

2 年度の中途において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消すものとする。

3 年度中途の認定又は取消を受けた者の支給額は別に定める。

（補助機関）

第10条 支給事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

（1）校長は、教育委員会が作成した「就学援助費支給明細書」に基づき援助費を支給する。

（2）校長は、「就学援助費個人別領収書」を作成し、支給の都度整理する。

（3）校長は、支給事務が完了したときは、「就学援助費個人別領収書」及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その認定を受ける。

（4）教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(援助費の返還)

第12条 教育委員会において返還を要すると認めたものについては、援助費の返還を求める。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

附 則（平成19年10月17日教委告示第15号）

この要綱は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年3月15日教委告示第6号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日教委告示第6号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月21日教委告示第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月19日教委告示第14号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日教委告示第6号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月15日教委告示第4号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日教委告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月28日教委告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月19日教委告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

年度 就学援助費支給申請書（兼 世帯票）
（兼 委任状・承諾書）

NO.

本申請書の提出部数は、1世帯につき1部です。

みやき町教育委員会教育長 様

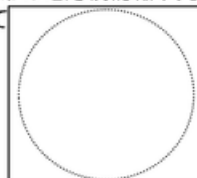
就学援助を受けたいのでみやき町要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱第4条の規定に基づき申請します。なお、世帯状況確認のため、みやき町教育委員会が、必要に応じて私の世帯の地方税情報や児童扶養手当の受給状況、生活保護受給状況、その他必要事項の照会を行うことについて同意します。

年 月 日

申請者住所 みやき町

(自宅電話 - -) (携帯電話 - -)

申請者氏名 (印)



受付印

【1】対象児童生徒（小学生及び中学生） ※ 年度の学年を記入してください。

学校名	学年	氏 名	生年月日	学校名	学年	氏 名	生年月日
校			年 月 日	校			年 月 日
校			年 月 日	校			年 月 日
校			年 月 日	校			年 月 日

【2】世帯の状況（前項の児童生徒を除き、生計を共にする世帯全員について記入してください。）

氏 名	生年月日	申請者から見た続柄	職業	氏 名	生年月日	申請者から見た続柄	職業
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		

【3】委任・承諾 ※必須記入です。記入漏れがないようにしてください。

- 私は、就学援助費の支給にあたり、請求・受領・返納に関する一切の権限を学校長へ委任します。
- 就学援助費の給食費について請求・徴収及び執行の権限を学校長に委任し、学校長が指定する給食会計口座に振り込むことに同意します。
- 就学援助費の支給を受けた場合で、何らかの事由で学校徴収金等の未納が生じた場合は就学援助費から充当することを承諾します。

年 月 日

申請者氏名

(印)

【4】申請理由

※経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【5】振込口座

金融機関名	支店名	種類	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		1 普通 2 当座		

私に支給される援助費は、上記口座に振り込んでください。

※申請者名義の口座を記入してください。

※お預かりした個人情報、適正な事務処理のためのみに使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

認定の 適否	認定	支給開始 決定日(月～)	不認定
-----------	----	-------------------	-----

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

年度 就学援助費（新入児童生徒学用品費）支給申請書
（兼 世帯票）

NO.

本申請書の提出部数は、1世帯につき1部です。

みやき町教育委員会教育長 様

就学援助（新入児童生徒学用品費）を受けたいのでみやき町要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱第4条の規定に基づき申請します。なお、世帯状況確認のため、みやき町教育委員会が、必要に応じて私の世帯の地方税情報や児童扶養手当の受給状況、生活保護受給状況、その他必要事項の照会を行うことについて同意します。

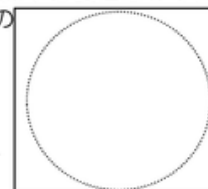
年 月 日

申請者住所 みやき町

(自宅電話 - -) (携帯電話 - -)

申請者氏名

(印)



受付印

【1】対象児童生徒（新小学1年生及び新中学1年生） ※ 年度の学年を記入してください。

学校名	※ 学年	氏 名	生年月日	学校名	※ 学年	氏 名	生年月日
学校			年 月 日	学校			年 月 日
学校			年 月 日	学校			年 月 日
学校			年 月 日	学校			年 月 日

【2】世帯の状況（前項の児童生徒を除き、生計を共にする世帯全員について記入してください。）

氏 名	生年月日	申請者から見た続柄	職業	氏 名	生年月日	申請者から見た続柄	職業
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		

【3】申請理由

※経済的に困っている状況を具体的に記入してください。

【4】振込口座

金融機関名	支店名	種類	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		1 普通 2 当座		

私に支給される援助費は、上記口座に振り込んでください。
※申請者名義の口座を記入してください。
※お預かりした個人情報、適正な事務処理のためのみに使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

※この申請書は入学年度の4月1日にみやき町内に在住している方のみ申請できます。入学年度の4月1日までに転出された場合は、申請を取り消すとともに入学準備金は全額返金をお願いします。

認定の 適否	認定	支給開始 決定日(	月～	)	不認定
-----------	----	--------------	----	---	-----